

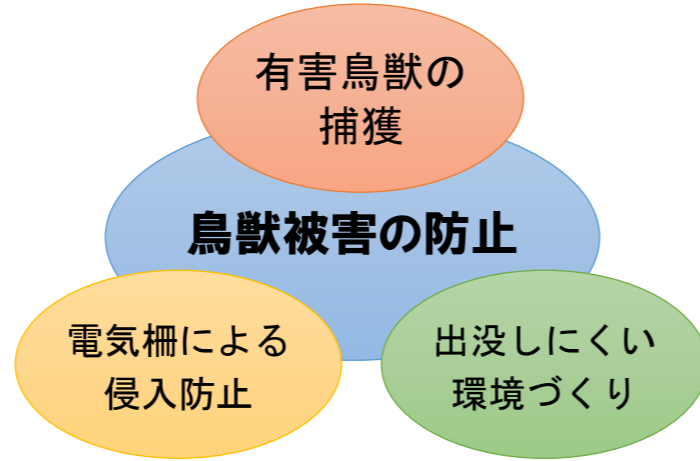
お困りの集落に「鳥獣被害対策実施隊」を派遣します！



上越市 農林水産部農村振興課
中山間地域農業対策室（鳥獣被害対策係）
電話 025-526-5111（内線 1752）
または 各総合事務所（農政担当）

鳥獣被害の防止には「3つの取組」が重要！

イノシシによる農作物被害を防ぐためには、捕獲によって個体数を減らすことはもちろんですが、ほ場へのイノシシ侵入を防ぐ電気柵の設置や、農地周りの草刈りなどでイノシシが出没しにくい環境をつくるのが有効とされており、これらを組み合わせることで、被害を防ぐ効果を一層高めることができます。



「3つの取組」を組み合わせることが重要

鳥獣被害対策実施隊との連携によるイノシシの捕獲の強化



イノシシが増えて困る！
けど、自分たちでは捕まえない...
何とかしてほしい！

鳥獣被害対策実施隊員の捕獲活動にご協力ください！

「上越市鳥獣被害対策実施隊員」が、農地周りに出没するイノシシを捕獲して被害の発生を防ぎます。皆さんからは、次のようなことに協力していただくことで、捕獲活動を円滑に実施することができます。また、協力いただく皆さんを「市捕獲サポート隊員（仮）」と位置付け、安全講習会の開催や、傷害保険の加入等、安全に捕獲活動ができるよう環境を整えます。

わな設置場所の選定や地権者との調整、周知

実施隊員と集落とで、捕獲が見込める場所を選定します。わなを設置する場所の地権者との調整や集落内への周知をお願いします。



わな設置作業や日々の見回りの補助

わなを安全に設置できるよう、集落の皆さんのお手伝いをお願いします。また、設置したわなは日々の見回りが必要です。



捕獲した個体を処分する場所の提供、作業の補助

捕まえたイノシシは、埋設等により適正に処分することとなっています。作業場所への運搬や、埋設場所の提供、作業のお手伝いなどをお願いします。



地域の皆さんと鳥獣被害対策実施隊員による連携捕獲の流れ

①集落内の状況把握

- ・ 市担当職員が、鳥獣被害対策実施隊員と地域の皆さんとの役割分担などについてご説明します。
- ・ また、集落内におけるイノシシによる被害の発生状況を聞き取りとともに、必要に応じて現地の状況を確認し、実施隊員派遣の可否を決定します。

②実施隊員との打合せ

- ・ 派遣する実施隊員と役割分担を確認し、わなを設置する場所などを相談し、決定します。
- ・ 日頃の捕獲活動が円滑に進むよう、集落と実施隊員とで連絡先を交換します。

③捕獲活動の展開

- ・ 設置したわなに異常がないか、毎日見回ります。
※ 安易に近寄ると危険ですので、双眼鏡などを使って遠めから確認してください。
- ・ 異常が認められた時は、実施隊員に連絡します。
- ・ 実施隊員は、数日ごとにわなの調整などを行います。

④捕獲！

- ・ 設置したわなでイノシシが捕獲されていたときは、実施隊員に連絡し、「止め刺し」を依頼します。
- ・ 個体の運搬を補助します。埋設処分する場合は、その場所を提供するとともに、埋設作業を手伝います。

実施隊員の派遣期間は、農作物の収穫が概ね完了する10月末までとします。

ゆくゆくは...

集落内で捕獲に従事する人を確保して、その人の捕獲活動を集落の皆さんで支える仕組みづくりが、イノシシによる被害の防止に効果的です。ぜひ、ご検討ください。

狩猟免許の取得も支援しています！

農地にイノシシの侵入を防ぐ電気柵の導入や更新を支援します

事前にイノシシの被害を予防したい / 電気柵を更新したい → 秋に要望をとりまとめます



集落内や隣の集落でイノシシ被害が出ている。今のうちに、うちの田んぼも電気柵を張りたい。

予防的電気柵の導入



今まで使っていた電気柵が古くなって、電圧が低くなったりしている。そろそろ交換しないと…。

既設電気柵の更新

支援の内容	補助率	必要書類
予防的電気柵の導入 今後、被害を受けることが予見される農地への予防電気柵を設置する費用の一部を支援します。	1 / 2 以内	・農地の位置図 ・電気柵の見積書
既設電気柵の更新 耐用年数（8年）を経過した電気柵について、同等品の機器に更新する費用の一部を支援します。	3 / 4 以内	・農地の位置図 ・更新用電気柵の見積書 ・電気柵購入日がわかる納品書等の書類（協議会貸与品の場合は不要）

- 交付対象者
 原則として、受益者となる農業者3戸以上で組織する団体
 ※受益者となる農業者が3戸未満の場合でも、申請が可能な場合があります。
 ※予防的電気柵の導入及び既設電気柵の更新については、事前（前年度）に報告があった集落等を対象としています。急遽、予防的電気柵の導入及び既設電気柵の更新が必要となった場合は、貸付用の電気柵があります。
 ※詳しくは、市役所農村振興課中山間地域農業対策室または各総合事務所農政担当窓口へお問い合わせください。

イノシシの被害を受けた農地に来年度電気柵を設置したい → 秋に要望をとりまとめます

国の交付金を活用し、毎年、電気柵の新設が必要な集落等を支援しています。
 新たにイノシシの被害を受けた農地への電気柵新設については、8月から9月にかけて、集落等を通じて翌年度（令和4年度）の実施要望をとりまとめます。その後、11月頃（降雪前まで）に現地調査を実施する予定です。※農業者3戸以上で組織する団体が支援対象です。

- 事前のお願い ○ 本田や法面等の被害を受けた状況がわかる写真を必ず撮影しておいてください。
 ○ 集落等の自己負担割合は、例年、事業費の1～3割程度となっています。

ポイント

各種支援事業の自己負担額や、電気柵の設置・撤去、下草刈り等の維持管理費には、集落協定構成員の総意により、中山間地域等直接支払交付金を充てることができます。

第1種銃猟・わな猟・網猟・第2種銃猟の各免許取得を支援します

市及び市鳥獣被害防止対策協議会では、狩猟免許（第1種銃猟免許・わな猟・網猟・第2種銃猟免許）を新たに取得し、本市の有害鳥獣捕獲にご協力いただける方に狩猟免許試験の受験料の一部を支援しています。

1 支援の対象者

【第1種銃猟】

支援の対象者は、次の（1）をすべて満たす者で、かつ、（2）のいずれかを満たす者。

（1）必須条件

- 本市に住所を有する者
- 市税を完納している者
- 猟銃の所持許可証の交付の翌年度から3年以内に、本市にある一般社団法人新潟県猟友会の支部に属し、本市の有害鳥獣捕獲等に協力することを確約する者

（2）選択条件

- ①第一種銃猟免許及び猟銃の所持許可を当年度内に新たに取得する者
- ②既に第一種銃猟免許を所有している者で、猟銃の所持許可を当年度内に新たに取得する者
- ③既に猟銃の所持許可を所有している者で、第一種銃猟免許を当年度内に新たに取得する者

【わな猟・網猟・第2種銃猟】

支援の対象者は、次の条件をすべて満たす者。

- 本市に住所を有する者
- 当年度内に新潟県が実施する狩猟免許試験に合格する者
- 狩猟免許取得後、当年度内に本市にある一般社団法人新潟県猟友会の支部に属し、本市の有害鳥獣捕獲等に協力する者

2 補助対象経費

【第1種銃猟】

54,000円を上限として、次の経費を支援。（ただし、予算の範囲内）

対象者	補助対象経費	標準的な金額	
新たに第1種銃猟免許・猟銃の所持許可を取得する者	・狩猟免許試験時の健康診断料 ・銃の射撃教習受講料 ・銃の所持許可申請時の健康診断料 ・ハンター保険料（狩猟者登録）	1,000円 37,000円 1,000円 3,000円	42,000円
新たに猟銃の所持許可を取得する者	・銃の射撃教習受講料 ・銃の所持許可申請時の健康診断料 ・ハンター保険料（狩猟者登録）	37,000円 1,000円 3,000円	41,000円
新たに第1種銃猟免許を取得する者	・狩猟免許試験時の健康診断料 ・ハンター保険料（狩猟者登録）	1,000円 3,000円	4,000円

【わな猟・網猟・第2種銃猟】

10,000円を上限として、狩猟免許試験受験手数料の一部を支援。（ただし、予算の範囲内）

対象者	狩猟免許手数料	協議会補助金額	自己負担金額
新たに狩猟免許の1種類を取得する者	5,200円	5,000円	200円
新たに狩猟免許の2種類を取得する者	10,400円	10,000円	400円
既に所有している狩猟免許とは別の狩猟免許を1種類取得する者	3,900円	3,000円	900円

3 申請方法【第1種銃猟・わな猟・網猟・第2種銃猟：共通】

市役所農村振興課中山間地域農業対策室、各総合事務所（農政担当窓口）または上越市ホームページ上の申請書類に必要事項を記入し、試験日の前日までに市役所農村振興課中山間地域農業対策室、または各総合事務所（農政担当窓口）提出してください。

【支援制度についての問合せ先】

上越市農林水産部農村振興課中山間地域農業対策室
 住所：〒943-8601 上越市木田1-1-3 電話：025-526-5111

【狩猟免許試験等についての問合せ先】

上越地域振興局健康福祉環境部環境センター環境課
 住所：〒943-0807 上越市春日山町3-8-34 電話：025-524-4237